



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	米国1952年移民・帰化法と日本における「移民問題」観の変容( fulltext )
Author(s)	菅(七戸),美弥
Citation	東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II, 61: 127-141
Issue Date	2010-01-00
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2309/107214">http://hdl.handle.net/2309/107214</a>
Publisher	東京学芸大学学術情報委員会
Rights	

## 米国1952年移民・帰化法と日本における「移民問題」観の変容<sup>1)</sup>

菅（七戸） 美 弥

地域研究分野\*

(2009年8月31日受理)

### 要 旨

本稿は、第二次世界大戦後1952年に行われた米国移民・帰化法改正に対する、日本における様々なレベルの反応を検証し、日本の「移民問題」観、対米観について照射するものである。本稿は、占領期から1951年9月8日サンフランシスコ講和条約を経て1950年代半ばまでを対象とするが、この時期、米国においては、1948年流民法、1950年修正法、1950年国内治安法、1952年移民・帰化法など、「人の移動」に関連する諸法が改正、制定された。敗戦の荒廃から復興、講和へと向かう日本において、日米開戦の一因と挙げられた「移民問題」とは如何なるもので、如何なる言説で語られたのか、そして1952年の米国移民・帰化法の改正に際し、「移民問題」は日本の新聞・雑誌等でどのように受けとめられたのか、また、日本の知識人はどのような視点から「移民問題」に関する論考を発表したのだろうか。

本稿で明らかとなった点は以下の通りである。まず、1952年移民・帰化法改正当時、日本の新聞雑誌の反応は、同法により日本人移民が米国籍を取得可能になったことに対する肯定的な評価が大方ではあったが、依然100名に限定された移民数上の差別に対する批判も掲載された。後には、反共主義の影響下「危険」とされる人物の移動を極端に制限するなどの、移動への規制や思想取り締まりが「自由世界」のリーダーとしてのアメリカに相応しくないとの非難が多くみられるようになった。1952年移民・帰化法成立をめぐっては、その成立当初の全体としては好意的な反応を経て、海外での非難の高まりや日本人入国拒否事件を元に批判の論調が目立つようになる。戦前のような極端な感情的ナショナリズムといった反応ではないが、リベラル派議員などアメリカ国内の多様な反対意見には注目がされないまま、依然として「移民問題」はアメリカの民主主義の原理との整合性を炙り出す「彼らの問題」として重要視されていたことが分かる。

次に、大量の引き揚げ者を背景として、日本の「人口過剰」は非常に深刻な問題であった。敗戦直後の状況下で、いかに人々の衣食住を確保するかが危急の大問題であり、よって「人口過剰」を脱する方策として「出移民」希望の論調も戦後すぐに見られた。事実、「移民問題」は「人口問題」と貧困を解決する手段として、また、都市の労働者における現実的な選択肢のひとつとして認識されていた。このことは戦前の日本の人口や社会問題の解決策として「出移民」とを結びつける、移民と「移民問題」をめぐる「ナショナル・アイデンティティ」の継続を示すものであろう。また、1952年移民・帰化法が、「移民の国」アメリカ批判に繋がる形で多くの紙面を賑わせたが、これも「移民問題」を通じて民主主義の模範としての国アメリカにふさわしいふるまいを期待するという、戦前と同様の反応であったといえる。

このように1952年移民・帰化法への新聞・雑誌の報道や論考の検証からは、移民法をめぐる「移民問題」によって占領期から講和直後の「圧倒的な敗者」である日本人のうち「親米」が苦悩し、真の「知米」が生まれる機会の消失につながったという、「歴史の教訓」が示されているように思われる。また、新たな「移民問題」と、変わらぬ「移民問題」観が混在したこの時期は、日本自身の「移民政策」のあり方、すなわち、現代日本の「人の移動」や「移民問題」にまで関わってくる歴史の一分岐点としても立ち現れてくるのである。

キーワード：米国移民・帰化法、日米関係、移民問題

\* 東京学芸大学（184-8501 小金井市貫井北町4-1-1）

## はじめに

この原因を尋ねれば、遠く第一次世界大戦後の平和条約の内容に伏在している。日本の主張した人種平等案は列国の容認する処とならず、黄白の差別感は依然残存し加州（カリフォルニア州）移民拒否の如きは日本国民を憤慨させるに充分なものである……かかる国民的憤慨を背景として一度、軍が立ち上がった時に、之を抑へることは容易な業ではない……<sup>2)</sup>。

上記の『昭和天皇独白録』の言及にあるように、1924年米国移民法（「排日移民法」）を初めとする「移民問題」は、あたかも長く日米関係につきささった棘であった。対米生活の長かった同時代のジャーナリスト清沢洌によれば、「排日移民法の制定によってアメリカが犯した最大の犯罪は日本のリベラリズムを殺し、軍国主義者たちがその野望を実現する格好の口実を与えたこと」にあった<sup>3)</sup>。移民法上の「人種差別」が日米関係や日系人社会に及ぼした影響の甚大さから、1924年移民法については、日米関係史や日本人移民史の分野において多くの研究が行われてきた<sup>4)</sup>。そのなかで、1924年法制定当時の日本人知識人の対応について分析した糸井輝子によれば、「多くは世界の強国アメリカは、本来正義人道の国であり、自由平等友愛こそアメリカの建国の理念であると評価していた。アメリカの欧州大戦参加、ワシントン会議の成功、関東大震災に対する暖かい援助（1923年）がこの信頼を強めていた」が故に、アメリカを全面的に否定する論調は少なかったという<sup>5)</sup>。むしろ、「開国以来の教師」であるアメリカに対して、「アメリカの人種偏見や差別に対する反省を求め、早急に移民法を改正して、東洋人へ差別をなくし、建国の理念にいち早く復帰するよう望んだ」のであった<sup>6)</sup>。移民法成立の背景に人種問題に主因を見るものが圧倒的であったが、一方で移民の文化程度を差別の原因とみなすものも少なからずいたという。そして当の日本人移民、日系人の反応は、この「移民問題」に対して「大騒ぎをして欲しくない、日本の『面子外交』は実際には何も役に立たない」というものであったという<sup>7)</sup>。

第二次世界大戦をはさみ冷戦下で成立したのが、1952年移民・帰化法（通称マッカーラン・ウォルター移民法）である。この1952年移民・帰化法の特徴は、市民権取得に資格のない者（「帰化不能外国人」）に対する移民禁止措置を廃止し、全ての人種に帰化権を認めたこと、「アジア太平洋三角地帯」（Asia Pacific Triangle）と規定される地域からの移民に対して新たな数制限を導入したこと<sup>8)</sup>、そして、1920年の国勢調査に依拠する出身国別割り当て制の制限的側面を維持したことである。すなわち、「排日移民法」の言葉の所以となった「帰化不能外国人」条項が撤廃され、わずかながら日本を始めとする移民受け入れが認められるなど、移民政策史上大きな改正となったのであるが、1952年移民・帰化法に対する日本における反応や影響について照射する研究は管見のところ少ない。むしろ、関連する分野における先行研究としては1952年移民・帰化法についても既に多くの研究の蓄積がある。たとえば、Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (2004) はその優れた到達点であるが、その分析枠組みは米国政治史と社会史の交点に置かれており、同法の国際的な影響は射程の中に入っていない。日本側に目を転じると、占領期の諸政策が日本に及ぼした長期的影響については、杉田米行、マーク・カプリオ編『アメリカ対日占領政策とその影響—日本の政治・社会の転換』(2004) があるが、「移民問題」に関わる政策面での影響には触れられていない。さらに、駒井監修・小井土編による『移民政策の国際比較』(2003) では、アメリカ、ヨーロッパ、アジア各国の移民政策の変容の軌跡と現行の移民政策が比較分析されているが、移民政策の相関性や連動については分析されていない。1952年移民・帰化法による日系人による関与や反応について拙稿を含めて若干の先行研究はあるものの<sup>9)</sup>、同移民・帰化法のトランスナショナルな影響や、日本側の「移民問題」観についての論証は、戦前と戦後の叙述で歴史的な断絶をみているとすらいえる。しかし、「移民問題」が敗戦をもって「日米関係の棘」ではなくなったとは到底考えられず、また、「移民問題」が等閑視されるようになったとも想像しがたい。それでは実際のところ、第二次世界大戦後の日本において、「移民問題」は如何なる問題として認識され、またどのような言説で語られていたのであろうか。

このような問題意識に基づき、本稿は、第二次世界大戦後1952年に行われた米国移民・帰化法改正に対する、日本における様々なレベルの反応を検証し、日本の「移民問題」観、対米観について照射することを企図している。本稿が対象とするのは、占領期から1951年9月8日サンフランシスコ講和条約を経て1950年代半ば

までとするが、この時期、米国においては、1948年流民法、1950年修正法、1950年国内治安法、1952年移民・帰化法など、「人の移動」に関連する諸法が改正、制定された。これらのアメリカでの一連の政策変換についての日本の新聞・雑誌紙面上にみられる反応について、①邦字日刊紙、*Nippon Times*（現在の *Japan Times*）、②一般誌（『改造』『世界』『世界週報』等）、③専門雑誌等を一次史料として使用し、戦後日本の「移民問題」観と対米観の変容を検証する。

## 1. 第二次大戦戦後日本にとっての「移民問題」

### 1.1 人口圧力と移民の必要性

第二次世界大戦後の日本における「移民問題」とはどのような意味を持ち、1952年移民・帰化法改正はどのように受け止められたのだろうか。第二次世界大戦の敗戦下日本において、「移民問題」は如何なる問題として認識され、またどのような言説で語られていたのだろうか。この問いに対してまずいえるのは、当時の「移民問題」とは、日本の人口過剰、失業、貧困の問題のなかで取り上げられていた「出移民」を巡る問題であった、ということである。敗戦直後の状況で、いかに大陸等からの大量の引き上げ者を含めて人々の衣食住を確保するかが何よりも危急の問題であったのである。それゆえ、戦後すぐに見られるのは、「出移民」を希望する「移民問題」の論調である。例えば、1945年11月に発行された『経済新誌』2（8）号の、「平和的移民の促進を希望す」との記事には、海外からの帰還者を現地に「移民」としてとどめさせることが「手近な一つの食糧問題、人口問題の解決策」として以下のように提唱されている。

海外にいる復員将兵、民間人は数百万にのぼり、帰還にはなほ一兩年かかるといふが、その中希望者をして現地に止まれしめて平和的産業、農業に従事するよう連合軍司令部に懇請しては如何。武装解除すれば平和なる日本人である。食料不足の本国に帰ればますます飢餓を増す許りである。なお現地にあるもののみならず、内地からはとにかく手近な一つの食糧問題、人口問題の解決策であり、また移民の努力は受取勘定ともなつて、日本再建に役立つと思ふ<sup>10)</sup>。

また、1947年に初当選した中曽根康弘衆議院議員は、1949年『国会』誌で、人口過剰問題の深刻さについて論じている。中曽根は、「人口の自然増加には多少増減はあるにしても此の問題は日本民族がこの四つの島に幽閉されている限り、永遠に続く問題なのである。日本民族の此の本質的にして、而も深刻な問題に対して政治の示す関心が私には割合に浅すぎたように反省される」<sup>11)</sup>と述べ、「移民問題」全般を取り扱う研究所の設立を以下のように提唱した。

我々の生活程度を現状維持の線に確保するだけでも…年々、約160万人の移民を実現しなければならない。…年々160万人の移住と言うことは、今迄の移民の数と常識とからすれば、それは、移民に非ずして、「民族移動」とも言うべきものである。私は至急内閣が厚生省の所管下に「移民問題研究所」の設立方を提唱する。政治的に、経済的に、又、生理的に、我々として移民を希望し世界も又之を受け入れて呉れる可能のある候補地を研究し、之が実現途について、涉外、募集、教育実施機関等に研究を進めて貰うのである<sup>12)</sup>。

さらに中曽根は、出移民再開の前提としての日本側の「厳粛なる」心構えを以下のように主張する。

敗戦国に移民を許すということは、戦勝国から見れば、それは大いなる恩恵政策であろうし、移民受け入れ国からすれば、それは一つの経済行為であろう。何れにしても、それは我々民族の厳粛なる世界に対する誓いを前提とする。国内に於いてすら、公正なる民主主義、平和主義、同胞愛的政策を実現し得ぬ者が、どうして、世界に懇請する資格があろうか……かくて、移民の要請は、日本の絶対平和主義と永久中立と国内民主主義の完成への努力を背景にした、宗教的な響きを持つ主張であらねばならない<sup>13)</sup>。

このような人口過剰問題に直結する「移民問題」についての強い関心は、以下の新聞記事からも垣間見える。例えば、1951年1月13日付の『朝日新聞』では、「“領土・移民に考慮を” 財界一体で要望書提出」との見出しで、「ダレス 特使への要望をめぐって財界では各団体がいわば超党派的に一体となる機運が高まっているが…要望を一本にまとめダレス氏に提出することに意見が一致した。…1. 日本の人口を現在のままの領土で養うことは極めて困難だから、領土・移民などで十分考慮されたい」<sup>14)</sup>と書かれている。翌月、「追放解除は権限外 ダレス 特使団発表」との記事によれば、ダレスはこの要望に対する答えとして「日本人の移民問題は講和条約に直接関係ないから条約後日本と各国の交渉で決めることになる」<sup>15)</sup>と述べたことが追跡報道されている。

ここで、1951年11月に『朝日新聞』が行った「人口問題をどう思うか」との世論調査は、当時の国民の間の移民への関心の大きさが現れていて興味深い。まず、世論調査の質問、「わが国は人口が大変多いといわれていますが、あなたはこの問題を解決するために、どんな方法をとったらよいと思いますか」に対する回答結果は「海外移民28%、産児制限24%、移民と産児制限14%」となった。回答が分かれたものの、海外移民は産児制限との併用を含めると人口問題解決の最善の方法としてみなされていたことが分かる。次に、「将来海外移民が出来るようになったら、海外に行きたいと思いますか、思いませんか」に対しては「行きたい25%、行きたくない65%、分からない10%」であり、多数派ではないが国民の4分の1が移民を希望していることが分かる。同記事の解説によれば、給料生活者が移民を最も希望しており、移民希望者は、女性よりも男性の方が高く、また農村よりも都会に多くみられた。つまり、都会の男性給料生活者が潜在的移民希望者像であった。このうち希望の移住先では、ブラジル21%、アメリカ(ハワイ含む)18%。このような結果からは、「人口問題」としての「移民問題」への関心の大きさと、その解決のためには、海外移民が人々の間で現実的な選択肢として認識されていたことがあきらかになっている<sup>16)</sup>。

人口問題と直結する日本の「出移民」希望の論調は、実際の南米への移住再開への動きと連動していた。1952年にはブラジル、54年パラグアイ、55年アルゼンチン、56年ドミニカ、57年パラグアイへと移民再開が続いた。1952年米国移民法が改正された時期の、ブラジル移民再開への関心は、新聞紙上の扱いの大きさからも明らかである。このことは、戦前の日本の過剰人口、農村部の困窮を初めとする社会問題の解決策として「出移民」を想起する、「移民問題」観、そしていわば「出移民」の国としての「ナショナル・アイデンティティ」の継続を示すものであろう。前述の「移民問題研究所」の構想についても、それは専ら「出移民」のみを念頭においた構想であって、他国の移民政策等の研究は日本人移民受け入れとの関連から研究の対象になることはあっても、あくまでも「移民問題」とは人口過剰や貧困を解決するための「出移民」をめぐる政策、選択肢として認識されていたのである。

## 1.2 移民政策の伝播にみるトランスナショナル・ヒストリー

米国1952年移民・帰化法は、法案が提出されたのが1949年であり、制定までに3年かかっている。この間の日本における動きとして、占領期において設立された「出入国管理庁」と、出入国管理令の成立経過をみてみよう。まず、1950年(昭和25年)8月29日付閣議決定の内容は以下の通りであった。

- (1) 新に外務省の外局として「出入国管理庁」(仮称)を設置する。
  - (2) 出入国管理庁の所掌事務は、概ね左の通りとする。
    - (イ) 出入国に関する記録を整備すること
    - (ロ) 入国管理官が現に行っている事務に関すること。
    - (ハ) 外国人の登録に関すること。
  - (ニ) 不法入国(正規の手続きを経ない避難のための渡航を含む。以下同じ。)の疑いある者の収容及び審査に関すること。
  - (ホ) 不法入国をした者等の収容及び送還(送還船内の警備を除く)に関すること。
  - (ヘ) その他、出入国の管理に関すること。
- (3) 出入国管理庁は、不法入国の疑いある者を収容し、その審査を行い、強制送還するべきものと認められる者に対して強制送還令書を発する権限を有するものとす。

- (4) 正規の出入国者の現場事務は、出入国管理長官の指揮監督をうけ税関の職員たる入国管理官が行うものとする。
- (5) 不法入国及び外国人登録令違反の疑いある者の逮捕は、従来通り警察官警察吏員又は海上保安官が行うものとし、その収容所までの護送は出入国管理庁の職員が行うものとする。
- (6) 送還船内の警備は、海上保安庁の担当とする。
- (7) 出入国管理庁に内部部局として2部を置き、且つ所要の地に出張所（4ヶ所を予定）及び収容所（収容人員差し当り1,600名）を置く。
- (8) 出入国管理庁の職員中、その必要があるものについては、武装を認めるものとする。

(備考)

- (1) 以上諸措置のうち立法的措置を要するものはポツダム政令による。
- (2) 本件実施に必要な予算的措置については、特に考慮するものとする。
- (3) 出入国管理庁の設置に伴い、関係各省庁の機構定員に所要の改正を行うものとする。
- (4) 本年6月6日附閣議決定「針尾収容所及び出入国管理機構に関する件」は廃止する<sup>17)</sup>。

また、連合国総司令部（GHQ）は1950年9月15日「出入国に関する覚書」によって以下を命じた。

- (1) 外国人の出入国審査及び不法入国者等の取締り等の出入国管理は警察機関と別個の機関で行うこと。
- (2) 正規入国及び不法入国とを一体とした出入国管理全般にわたる事項を単一の組織で行うこと。

このように、1950年10月1日、出入国管理庁が設置され、1951年10月4日、出入国管理令が制定・公布、同年11月1日から施行されることとなった。出入国管理令は、「アメリカ移民法に倣い、在留資格制度を採用し、また、上陸拒否事由及び退去強制事由を詳細に規定するとともに、上陸審査及び退去強制についての詳細な手続きを定める」ものであった<sup>18)</sup>。この点について石塚は、「平和条約締結が議題に上っていたことなどの事情もあって、我が国の国際復帰に備え、諸外国の法令、特にアメリカ移民法を参考として検討した結果<sup>19)</sup>と述べている。

ところで当時1952年米国移民・帰化法成立に際して、「自由世界の盟主」アメリカにおける移民法上の差別を糾弾しつつ、自らの出入国管理令も同様の内容であることに言及した議論は、管見の限り、川上勝巳「いわゆるマッカラン法とはどんな法律か」以外にはほとんど見あたらなかった。川上は、「出入国管理令は、その手続きを含めて、ウォルター・マッカラン法とほぼ全く同一な内容を有するといつてよいぐらいで、占領時代に制定された同令はおそらく、移民及び国籍法の法案をモデルとして立法されたものであろう<sup>20)</sup>と述べており、米国1952年移民・帰化法が占領下の日本の出入国管理モデルとなったことを指摘している。そのうえで、川上は、「ウォルター・マッカラン法下の制度は、わが国のそれとの類似に気が付くであろう。わが制度が米制度の模倣である以上、それは当然である。それにしても同法は、わが法制に比し、査証主義を徹底し、入国資格を厳重にする等、より強度の出入国の統制管理を行っている」との比較的地から両国における人の移動についての管理政策について分析している<sup>21)</sup>。

しかし、当時このような論調は稀で、また「出移民」の継続を求める敗戦国日本にとっては、たとえ外国人受け入れに対し米国と同様の厳しい出入国管理政策を導入しても、そのことは「問題」とはされなかったことが窺える。一方で、「自由の国の盟主」である「移民の国」アメリカ合衆国での制限は「問題」である、との論調は以後長く続いていくのである。アメリカ移民法改正による日本への影響の詳細については、筆者の今後の研究課題のひとつであるが、1952年時点の川上の指摘にもあるように、少なくとも1951年に制定された日本の出入国管理令が1952年米移民・帰化法案をモデルにしたことは確かである。そして、日本の出入国管理令は、1952年米国移民・帰化法上の出身国別割り当て制による差別的措置が1965年に撤廃されるのとは対照的に、後々まで生き残ることとなるのである。

## 2. 1952年移民・帰化法への関心と反応—もうひとつの「移民問題」

こうした人口問題と「出移民」への関心の高さのなかにあつて、一方の「移民問題」つまり、移民・帰化法上の日本人移民への差別措置という、日米関係の棘としての「移民問題」への関心はどのようなものだったのだろうか。以下に、1952年米国移民・帰化法は、新聞、雑誌などにおいてどのように報道され、分析されたのか、そして、どのような反響を呼んだのかについてみていくこととしたい。

## 2.1 成立当初の反応

1948年1月、ウォルター・ジャッド下院議員の移民法改正法案提出を受けた、法案審議に関連する記事のなかで、『東洋経済新報』は「排日移民法廃止案 帰化権問題の解決」との見出しで、堀内謙介元駐米大使とのインタビュー記事を掲載している。堀内謙介元駐米大使は、法案提出の理由を「アメリカ人の対日感情好転」なかんずく「二世の義勇兵が困難なイタリー戦線で、赫々たる武勲をたてた。それがアメリカ人を驚かしてすっかり気持が変わってきた。また強制移住の際、一般日本人の協力的な態度、それから戦後日本に来ておつた兵隊とか、役人などが大体いい感じを持ってアメリカに帰って、それを皆に伝えたということ」においてる<sup>22)</sup>。加えて、「日本人帰化問題それから日本人の移住問題」については「若し帰化が一般に認められると、9万人ぐらいの人が適用を受ける。これが幸いに次の議会ででも通過すれば、日本人の地位が非常によくなって本当に差別待遇はなくなる。この方が先決問題ですね」と、移民の割り当てが復活することよりも帰化権問題の解決が優先されると考えていた<sup>23)</sup>。さらには、「平和条約ができていないにかかわらず、アメリカにそういう運動が行われているということは、一般の対日空気が好転した具体的表れ」として、移民の扱いと対日感情・日米関係の好転は直接関連すると認識されていたことが分かる<sup>24)</sup>。

1952年6月28日、米国新移民・帰化法が成立する。これを受け、各紙は一面で日本人移民への帰化権が認められるようになった点を中心にその成立を伝えている。例えば、6月28日付『毎日新聞』の報道は以下のような内容である。

在米同胞は大喜びである。何しろこの法案は多年帰化不能の外人とらく印を押されていた日本人も欧州移民と同様に帰化権を与えられて米国市民になれるわけなのでこの運動すなわち帰化権獲得のために過去5ヵ年にわたって約50万ドルの運動資金を使っている。今日漸くその運動の目的が達成されたわけで在米邦人としては感慨深い。さらにこの法案は日本から新たに年間185名もの入国を許すので日本にとっても喜ばしいわけである<sup>25)</sup>。

この『毎日新聞』の記事からは手放しの喜びぶりが伝わってくる。しかし一方で、同日の『朝日新聞』では、移民法上の差別的措置の残存について第一報のなかで伝えている。

同法により毎年米国に入国を許される日本人移民の数はわずか185名に過ぎず、日本移民に対する多くの差別待遇の性質をなお残しているが、法律的には日本に欧州諸国との同様の割り当てを与えた<sup>26)</sup>。

当時唯一の英字新聞であった *Nippon Times* の記事は、トルーマン大統領を始めとして議会におけるハーバート・リーマン上院議員（民主：ニューヨーク州選出）の反対意見についてもより詳しく紹介している点が特徴的である。以下原文のまま引用する。

President Truman, vetoing the bill, had called it “infamous”, and Sen. Herbert Lehman (D-Lib. NY) argued that it gives only “niggardly recognition” to Asians and insults such countries as the Philippines. Sen. Lehman contended that annual quota of 2,000 Asians for the Asia-Pacific Triangle is inequitable. “I beg of you—don’t make immigration a myth by reducing it to a trickle,” he protested. Opponents also objected that the bill, while nominally removing barriers on immigrants from Asia, keeps the result in unnecessary tight curbs on immigration from that area.<sup>27)</sup>

成立から1週間後の7月3日になると、『毎日新聞』は「この法律の内容は移民についての米国民の排他的な性格を多分に反映したものである」とあり、「マ＝ウ法への反対も相当強いので、移民法改正への動きは今後も続くのではないかと予想される」と述べるなど批判的報道もみられるようになる<sup>28)</sup>。同様に、同日の『朝日新聞』は、1952年移民・帰化法を「世界情勢の変化と、米国民の意識の進歩」<sup>29)</sup>と評しつつも、「新しい差別待遇が設けられる」とのトルーマン大統領の拒否権発動演説に言及して、「われわれは、新しい米国の移民法が日本の人口問題の直接的な解決策に役立つなどと欲はいわないがせめてものことに、人種的偏見や民族的差別に全くとらわれない移民法が生まれて、世界各国、各民族に人種尊重、人種平等の範を垂れてもらいたかったと思う」<sup>30)</sup>と注文をつけることを忘れていない。

雑誌記事には当然のことながらより詳しい分析を掲載したものがある。当事の代表的な雑誌に掲載された米国移民・帰化法に関連する記事を収集したなかから、以下に主要な記事について検証していく。まずは、1952年移民・帰化法案の審議過程の段階から、批判的な分析を行っていた数少ない例として、1952年6月の『世界週報』33(6)に掲載された、ワシントン特派員安保長春の記事をみてみよう。安保の立場は、成立直前のマッカーラン・ウォルター移民法案を「日本も無条件歓迎できず」というものであった。安保によれば、「日本側からみても、この法案が下院を通過したままの形で成立することを手放しで歓迎してよいかどうかは多分に疑問の余地のあるところである。というのはこの法案に対する反対派は、外国人の移民に関してさらに寛大で論理的な内容を持った修正案を用意して対抗しているからである」として以下のように、リーマンらの法案審議の内容について紹介している。安保は、反対派議員として、「リーマン、ハンフリー、ダグラス、ベントン（いずれも民主党）及びモース（共和党）らいわゆる進歩派の議員達」の名前を挙げ、彼らが「この法案をもって羊頭をかかげて狗肉をうるものだとし、法案にもられた内容は形を変えた人種差別をふくんでおり、これではアメリカが世界的反共闘争でかかげている自由、平等、正義の旗印をみずから裏切るもの」との理由で反対していることを紹介している<sup>31)</sup>。このほかにも「種々の宗教団体や進歩派の新聞、諸団体はこれに強く反対しリーマン修正案の成立に努力」するなど、この法案に対する論争が盛んであることから、「日系米人市民同盟のみが他の移民団体とは行動をとらせず、この法案でも『現在よりはましだ』という安易な建前から熱心に支持し、より寛大なリーマン修正案にかえて反対を唱えているのは一般にすこぶる奇異な感じを与えている」と述べている<sup>32)</sup>。このような論考は、帰化権付与という帰化法上の差別廃止の意義よりも、むしろ移民受入における差別措置とそれに対する反対派の動きのほうに注目した点で異色の存在であった。

一方、同じ『世界週報』8月号に掲載された記事において、入江敬四郎は1952年移民・帰化法に対し「東洋移民の排斥に重点をおいて、史的背景」をたどる、という視点から、1952年法は「移民・帰化・国籍法の近代化」と肯定的に評価した。特に強調されているのが、「東洋的な立場」であって、同法によって「形式的にせよ、人種的差別待遇が撤廃されたことはひとつの進歩である。それが何を意味するのかということからしても、また大統領のいうようにさして進歩ではなく、むしろ退歩であるとする見地からしても、比較の基準として、現行の移民制度を歴史的にふりかえって見なければならぬ」<sup>33)</sup>とし1870年帰化法及び1924年移民法までの移民帰化諸法に照らして「東洋的な立場」からの「進歩」を強調する。つまり、1924年移民法上の人種差別措置が「日米関係の棘」であったとする以下の見解を示している。

ヨーロッパからの白人移民入国が、大きな制限を受けたことは事実である。しかしそれにしても、ともかく移民入国の割当があるのに、東洋人については、帰化不能外国人として、その移民入国を禁じたことは、正に人種的差別待遇である。しかもその主要対象は邦人移民であった。したがってそれ以来、日米両国の友好関係を促進する上に、この法律は重大な障害となった<sup>34)</sup>。

入江によれば、このような歴史的な背景があるからこそ、1952年移民・帰化法については、「新法の実施によって決して日本の移民が大量にアメリカに入国できるようになったのではない。けれども形式的にせよ、人種的差別待遇が抹消されたことは、ひとつの進歩である」<sup>35)</sup>と一定の評価へとつながるわけである。以下の「実際問題としては、日本から見れば、人種的差別待遇の撤廃に関心をもつのであって、移民入国の実数は余り意味があるものではない」<sup>36)</sup>との入江の分析には、従来からの日米関係における日本人移民への「人種差別」と「移民問題」の持つ意味を対岸から重視する姿勢、言い換えると、「面子」重視の「移民問題」観が1950年代



にも継続していたことが、端的に現れている。そして移民法改正当初は、大半の論調はこうした趣旨に基づく好意的なものであったといえる。このように移民法成立当初の肯定的反応は、全般的には他のヨーロッパ移民と同様の帰化権が日本人移民にも与えられること、次いで実質的な数（100名）ではなく、移民再開への象徴的な意味合いが肯定的に捉えられて報じられたことを背景としていたといえよう。

## 2.2 批判的論調への変化

米国新移民・帰化法が1952年12月24日に効力を持つ頃には、成立当初の好意的な論調から新移民法へ批判的な論調が次第に多数を占めるようになってゆく。新移民・帰化法の国外退去、入国審査等の内容が明らかになるにつれて、「移民問題」、具体的には外国人の入国管理や取締りの厳格化に象徴される「自由の盟主アメリカ」における「不自由」への批判的分析が主流となっていくのである。以下典型的な例を紹介する。

「冷たい戦争」の激化とアメリカの政治の保守化とともに、アメリカ自身、基本的人権と自由を「国法によって」しだいに制約するという傾向を強めているのではないか。……ここで問題とするのは海外旅行の自由だけだが、アメリカ人が国外に旅行したり、外国人がアメリカに入国したりすることが、政治的理由に基づいて次第に制限されはじめているのではないかということである<sup>37)</sup>。アメリカ国内においても、何が共産主義団体およびその外部団体であるかを確定出来ないのに、まして外国にある団体、及びその所属員の認定は殆ど不可能である。このような場合には、前にも述べた如く、政治的に進歩的な立場をとるもの、アメリカの政策に同調せず或いは批判的立場をとるものは、一括して「合衆国の福祉と安全を危険にする」ものとして入国を拒否されることとなる。かくして、外国の知識人や科学者のアメリカへの入国は次第に困難となる。それは、査証を拒否される外国人のみの不幸ではない。それは自由な思想と知識の交流を妨げることによって、アメリカ自身にとっても不幸なことである。そればかりでない。自由世界の指導者と辞任するアメリカが、世界人権宣言の規定する旅行の自由を、「紙のカーテン」によって制限することは、決してその道義的立場を強める所以でないといえよう<sup>38)</sup>。

1952年後半になると、こうした批判が益々顕著になる。それは、9月19日に英国喜劇俳優・監督チャップリンの再入国審査が大きく影響した。さらには、徳川無声と山口淑子が入国拒否される事件が起こり、アメリカにおける、外国人入国審査に対する関心が大きくなってゆくのである。チャップリンの再入国審査騒動は、新移民・帰化法ではなく関連する1950年国内治安法が適用されたものであったが、英仏を初めとしてヨーロッパ中の非難を巻き起こしたチャップリンの事件について日本の新聞・雑誌各誌が報じたものとして、例えば『世界』1952年12月号は、「チャップリンがアメリカから閉め出されるという事件」について、「チャップリンの問題は喜劇俳優の一身上の問題でなく『自由』の問題であり、アメリカだけの問題でなく、『自由世界』全体にとって『自由』とは何かの疑問を提出する世界的な問題なのである」<sup>39)</sup>と論じている。

そして1952年12月24日、1952年移民・帰化法が施行の日を迎える。12月24日当日、『朝日新聞』では「米の新移民法……生まれるまで 邦人の「平等」への悲願 戦争もかけ橋となった」との見出しで「排日移民法の廃止は戦時中の二世将兵の活躍、終戦後のアメリカにおける対日感情好転が力になっていることも確かだが、アメリカ人一般を啓発し、直接に立法誘導の途を切り開いた在米邦人の血の出るような苦心と努力は決して過小評価できないであろう」とし、「自由主義者は新移民法を悪法だと痛烈に非難し、トルーマン大統領も基本的人権を踏みじるおそれありとして拒否権発動の最後手段で同法の成立阻止をはかったほどであるが、移民帰化平等といった角度からながめれば、日本人には画期的な法文であることに間違いない」述べ、留保付であるものの、日本人移民への帰化権許可の観点から、それまで同様の肯定的評価を与えている<sup>40)</sup>。しかし、翌日には「マッカラン的狂気！ 米の新移民法実施」との見出しで、批判的な短い記事を掲載し<sup>41)</sup>、さらに12月28日には、「問題のリバルテ号出航」として、マッカランに対する批判が渦巻く現状について以下のように報道している。

クリスマス前日にニューヨークに入港したフランスの豪華船リバルテ号の乗組員974名のうち、その4分の一以上にあたる271名がマッカラン・ウォルター新移民法にひっかかり、米当局によって上陸を拒否

されるという珍事態が起こり、米国はもとより諸外国の注目を集めている…。一方、マッカーランは…新聞記者から「新移民法にはいろいろ非難があるようだが」ときかれ「私にとってアルファベットはAから始まる、つまり米国の安全が何より大事だ」と答え、相変わらず気の強いところを見せた<sup>42)</sup>。

このように、1952年移民・帰化法施行後になると、「移民問題」とは、移民帰化法上において、アメリカが人種問題や人権問題にどのような対応を見せるのか、さらには、移民帰化法と出入国の取締り厳格化が民主主義や自由の侵害の問題と結び付けられて、注目されるようになった。つまり、移民帰化法施行後のアメリカが「人種平等の範を垂れる」ことが出来るのか、また「自由世界の盟主」としてふるまうことが果して可能なのか、日本側はより批判的なまなざしで注視するようになったといえる。

### 3. リベラル派知識人と「移民問題」—知米、嫌米の狭間で

この時期、1949年から1951年まで、アメリカ研究と日米人的交流の再開は、ガリオア (Government Aid and Relief in Occupied Areas) ・プログラムを通じて約1,000名の日本人の米国留学となって現れた。また、戦後まもなく1947年3月にアメリカ学会が発足するが、初代会長には高木八尺東大教授、当時立教大学教大アメリカ研究所長であった藤原守胤が副会長に就任した。加えて1951年8月に当時のウィリアム J. シーボルト合衆国大使と吉田茂外務大臣との間で日米相互の人物交流に関する覚書が交わされ、1952年からフルブライト交流計画が開始された。アメリカから日本へは、1950年に東京大学・スタンフォード大学アメリカ研究夏期セミナー開催による、米国人講師の招聘が開始されている。こうして戦後、高木八尺、中屋健一、都留重人、松本重治を代表とする「知米派」知識人による日米間の民間のネットワーク再構築が図られるが、それは当初から苦難続きであった。戦前から続いていたリベラルな知識人のネットワークの一つである太平洋問題調査会 (Institute of Pacific Relations: IPR) とそのメンバーが、「赤狩り」の打撃を直接に受けることとなってしまったからである。「赤狩り」による影響は、アメリカの知日派のカウンターパートを失い、戦前からの日米間のチャンネルが消滅することを意味する甚大なものであった。とりわけ、高木八尺は、戦前からアメリカ研究の指導的地位にあった人物であり、IPRを通して、1924年法成立以降も「移民問題」をめぐって日本側の意思を伝えるなど尽力しており、高木、藤原をはじめとして、多くのアメリカ研究の指導的立場にある人物が、「移民問題」に継続して大きな関心を寄せていた。高木は後年、1952年法改正の動きを目の当たりにした1949年の訪米時を回顧して、以下のように述べている。

マイク正岡の米国議会のロビイストとしての努力が結実して米国の移民法・帰化法の改正の端緒が見られ、彼の一族を含む何万かの日系人が、市民権獲得の喜びに浴したとの朗報に接し、顧みる往年これら問題につき、苦心惨憺した先人の足跡が想起されました。渋沢〔栄一〕とか新渡戸〔稲造〕とかいう人々が力をつくして、しかも達しえなかった移民法改正の問題もようやく実現の緒につき、だんだんと実現を期し得るようになったのが実際であります。“God moves in a mysterious way”という私の実感であります<sup>43)</sup>。

また、1953年、藤原守胤が1952年移民・帰化法改正のニュースを背景に、移民政策の歴史的変遷と国力の源泉としての移民の貢献について詳細に論じた論考のなかの一節を以下に紹介する。

「排日条項」は日本国民に一種の屈辱感を与え、一時わが朝野の世論を大いに沸騰させたのは、われわれの記憶にいままだ新たなところである。1924年の移民法は、移民問題に関するかぎり日米間のこれまでのいざこざを一応は解決したが、その解決方法が右の通りであったので、少なくともわが国民の一部のあいだに根ふかく対米不信、反米意識の禍根を植えつけ、ひいては日本における帝国主義勢力の強化と、したがって太平洋戦争の促進に寄与したのは争えないであろう。果たして然らば、これこそ日米両国にとり、「重大なる結果」でなくてなんであろう<sup>44)</sup>。

この一節には、冒頭に紹介した、清沢洌の見解に近い「移民問題」観が示されている。つまり、「移民問題」は日米関係をめぐる棘であり、日本国内の嫌米、反米の動きが戦争という最悪の結果を招きうる日米関係の帰趨を占う振り子であるという認識である。この藤原の論考は3本におよび、1952年移民・帰化法成立当時のもっとも網羅的、総合的な米国移民政策研究であった。以下、当時のアメリカ学会の指導的立場にあった藤原による「アメリカの移民政策」と題する一連の論考を中心に、リベラル派知識人による、「移民問題」についての論考を検証していくこととする。

まず、藤原の論考の特徴のひとつは、英米比較政治学者らしく、米国の移民受入の軌跡こそ他国とは異なる飛躍的発展の礎となったことを、比較の見地を含めて論じていることである。例えば、

カナダや豪州が大移民国家として成長しなかったのは、これらの国々に固有する地理的位置の不利のせいも多少あったにしろ、主としてはアングロ・サクソン優越主義にもとづくその偏狭な移民政策にあった。これらの国々は最初から移民を本国に、せいぜい範囲をひろげても西および北ヨーロッパにのみ求める、厳重な制限政策をとった。その上、これらの国々は、ラテン・アメリカ諸国もまた同様であったが、専ら自国の農業資源の開発に適する移民の入国を奨励する政策をとりつづけてきた。移民の経済的役割をこのように狭い範囲に限定する政策は、本国人第一主義と相俟って、これらの国々への移民の大規模な流入を阻止したのである<sup>45)</sup>。

また、イギリスとアメリカにおける産業革命の対比を、移民の大量流入による違いという観点から以下のように分析する。

イギリスは産業革命によって農業国たることをやめてもっぱら工業国に転換したが、アメリカの産業革命は同時にアメリカを偉大な農業国にしたところにその特色がある。……19世紀にみた農業をふくむアメリカ産業のかかる大発展があったればこそ、大量の移民の吸収が可能であったともいえれば、また生産年齢に達した働きざかりの移民の大量入国があったればこそ、アメリカ産業の大躍進は可能となったのだともいえる。両者のあいだの因果関係は、トリと卵とのそれのごとく、にわかには断定しがたい。両者が要するに密接不可分の関係にあった<sup>46)</sup>。

藤原からすれば、1924年移民法の出身国別割当制は、こうしたアメリカ独自の発展の礎となった移民の貢献を無視する行為であった。藤原は、元来の1924年移民法のふたつの主要目的を「入国移民数の徹底的な削減」「人種構成維持」として、そのどちらの目的も達成されたと判断できないと分析している<sup>47)</sup>。藤原によれば、1924年移民法が産業界と人の移動にもたらしたのは、むしろ「比率からいえば、全入国移民に対し未熟練労働者の占める割合は減少の一途を、専門職業人並びに熟練労働者のそれは増加の一途を、それぞれ辿っている」点であり、また「未熟練労働者の入国がとだえたことからおこる空白を埋めるために、ニグロ労働者の南部から北部の工業中心地への国内移住と、多数のメキシコ人労働者の入国とが促進された点」であった<sup>48)</sup>。さらに藤原は、1924年法の経済への影響（悪影響）についての分析を進め、「1924年の移民法の実施数年後におこった未曾有の大不況も、少なくともその深刻さにおいて、割当制の実施と全く無関係であるとはいいい切れない」のであって<sup>49)</sup>、「1930年における未曾有の大不況と大失業者群の発生とが大規模移民の終止の約十年後におこったことは、失業が移民以外の他の経済的要因に由来するものであることを示すものではなからうか」と分析している<sup>50)</sup>。「移民問題」を専ら日米関係の枠組みで感情的に語ることなく、1924年法によるアメリカ国内政治経済への影響を、経済ひいては大恐慌への影響に至るまで緻密に実証的に分析した点が、藤原論文の優れた点のひとつだと思われる。

ところで、「現行移民法を修正する必要は、移民問題に関心をもつアメリカの識者によってかねてつよく主張されてきた」<sup>51)</sup>という文面から、藤原の視野には、リベラル派議員等による移民法改正の動きが入っていたことが窺える。「人種的差別主義に基づく割り当て制は、とうていアメリカの民主主義的理想と両立するものではない。この差別主義が存続するかぎり、アメリカの良心は苦しめられる筈である」<sup>52)</sup>という、民主主義的理想との矛盾をきたす「人種的差別主義こそ問題中の問題」を指摘していることからそのことは窺える。

藤原の論文中に、移民法修正に向けて共闘していた「アメリカの良心」とされたハーバート・リーマンやヒューバート・ハンフリー（民主：ミネソタ州選出）上院議員の名前や、当時のアメリカ国内における移民法に批判的な新聞社説が具体的な形で言及されることはない。しかし、移民の貢献についての藤原の見解や「新移民に対する差別主義がいずれの観点からみても不当にして非現実的である。マッカーラン・ウォルター法がこの点をなんら解決せず、問題を将来に残したのは、なかんずくアメリカの民主主義のために遺憾である」という論調は、まさにリーマンやハンフリーの議会での発言や、トルーマン大統領拒否権教書の中身に酷似したものであった。また、アメリカ史における移民の貢献の大きさは、リーマンやハンフリーのみならずリベラル派がくり返し述べたところであり、また、1952年移民・帰化法改正成立直後のトルーマン委員会が出した報告書の中身にも極めて近いものであった。さらには、アメリカは移民法の改正を通じて「民主主義の模範」たるべしという議論も、再三リーマンらが議会で主張していた。しかし藤原の論文中にはそれらへの言及はなく、むしろ「移民問題」を「民主主義」の真価を照らす鏡として、「移民国家」アメリカにおける「問題」を、客観的かつ歴史縦断的に語る姿勢が貫かれている。そこでは日米双方のリベラル派の主張は互いに共鳴することのないままであった。

むろん、この点において藤原が例外であったというのではなく、そもそも、1952年移民・帰化法をめぐる報道において、リーマンなどのリベラル派議員や、移民法改正への動きに関する記事、論考は少数であった。以下、そうした「例外」としては、例えば、清水恒太郎が『「悪名高き三マック」』（マッカーサー、マッカーシー、マッカーラン）に代表されるアメリカだけがアメリカなのではない。ヒステリーの金切り声にややもすれば消されがちな正論も、われわれの耳には入ってくる<sup>53)</sup>というように、リーマンなどによる「正論」の存在を知らしめるべく、アメリカ側の多様な意見に目を配った記事も見られた。このような例として、既に紹介した川上勝巳による論考の別の箇所をみてみたい。

トルーマン大統領の拒否権発動の理由は大体二つに分けて考えることができる。その一つは、同法が東洋人種に対して依然として差別待遇をしているということであり、その二は、外国人に対し、同法が思想の取り締まりを行おうとする面を有すると同時に、その執行官庁の権能が強大に過ぎるというものであった。ウォルター・マッカーラン法が合衆国の対共政策の一端を受け持っていることを物語っている…トルーマン大統領は、本年1月13日、議会に対し同法の徹底的改正の勧告を行ったし、最近、民主上下院の有志議員は、同法を廃止し、特に移民制度に関して東洋人の差別待遇を廃すべき法案を提出している<sup>54)</sup>。この割り当て法は、東洋人に差別待遇を与えているだけでなく、西欧諸国間にも差別があり、しかも後述のとおり、米州諸国人との間にも差別があるので米国内において種々の批判がなされているわけである<sup>55)</sup>。

同様に、陸井三郎は、1952年移民帰化法成立時のトルーマン大統領の拒否権演説について、そして成立後の反対派の動向についても目配りをしたバランスの取れた論考を発表している。以下はその一部である。

わが国の「出入国管理令」にあたるマッカーラン・ウォルター帰化法という移民取締法が含まれており、この条項のために日系移民をはじめアメリカ在留の少数民族は、いつ本国に強制送還されるかわからない不安におびえている。マッカーラン法の成立により、スミス法〔1940年〕と相まって、「アメリカを警察国家とするファシスト的法律」は完備したわけであるが、スミス法の場合と同様にマッカーラン法に対しても、廃棄ないし抵抗の運動が展開されている。この運動は、現下の反動攻勢のために困難をきわめているが、ひろい層の支持をうけている…。1950年末には、6人のプロテスタント派牧師をまじえた32人の著名人を委員としてワシントンにマッカーラン法廃棄規正委員会が結成され…発表によれば、約1900名の著名人がマッカーラン法の廃棄に賛成しているとのことであるから、同法についても日本の破防法の場合と同様、アメリカの世論はその廃棄を支持していると見るべきであろう<sup>56)</sup>。

しかしながら、1952年法成立に対する報道の全体像をみると、前述の *Nippon Times* や上記の諸雑誌に掲載された論考を除くと、特に新聞紙上においては、リーマンを初めとするアメリカのリベラル派議員や移民法改正を目指す人々の「良心」は十分に報道されたとはいえない。多くが自由主義者や進歩主義者が犠牲になって

いる、という短い言及程度にとどまっていた。つまり移民・帰化法をめぐる報道において、その大半はアメリカ国内のリベラル派の意見や活動を紹介するなどのアメリカ国内の意見の多様性にまで目が配られていたわけではなかった。前述のように藤原の論考もその一例といえる。その理由としては、「移民問題」を日米関係の棘としてとられる記憶の残存と、その苦く重い記憶がゆえに、移民受入と差別をめぐる日本の「面子」を重視する姿勢の継続が考えられるであろう。1952年移民・帰化法成立時当初の新聞記事にみられたように、移民法の中で、日本にかかわりのある部分、すなわち、帰化権獲得に専ら注目して、全体的な差別が残されていることにさほど注目がされていないことからそのことが窺われる<sup>57)</sup>。そして1952年後半に入り、米国移民法、入国管理に対して批判的な記事が増えていくなかで、アメリカ内部の様々な異論やリベラル派の反対活動は十分に報道されず、アメリカの右派の動きに光が当てられてゆく。このような「移民問題」をめぐる批判とその反応は、都留や藤原などの知米派を懐疑的にさせ、こうした知米派の批判や沈黙はアメリカ内部の多様性を紹介する機会をさらに少なくするという、悪循環につながっていったように思われる。

### むすび

以上、本稿では敗戦の荒廃から復興、講和へと向かう日本において、日米開戦の一因と挙げられた「移民問題」とは如何なるもので、如何なる言説で語られたのか、そして1952年の米国移民・帰化法の改正に際し、「移民問題」は日本の新聞・雑誌等でどのように受けとめられたのか、また、日本の知識人がどのような論考をどのような視点から発表したのかについて、検証してきた。1952年移民・帰化法改正当時、日本の新聞雑誌の反応は、同法により日本人移民が米国籍を取得可能になったことに対する肯定的な評価が大方ではあったが、依然100名に限定された移民数上の差別に対する批判も掲載された。後には、反共主義の影響下「危険」とされる人物の移動を極端に制限するなどの移動への統制や、思想取り締まりが「自由世界」のリーダーとしてのアメリカに相応しくないとの非難が多く見られるようになった。つまり1952年移民・帰化法成立をめぐるのは、その成立当初の全体としては好意的な反応を経て、海外での非難の高まりや日本人入国拒否事件を元に批判の論調が目立つようになる。このように、リベラル派のネットワーク構築・再構築が冷戦下で制限されるなか、戦前のような極端な感情的ナショナリズムといった反応ではないが、「移民問題」は依然としてアメリカの民主主義の原理との整合性を炙り出す問題として重要視されていたことが分かる。1952年、アメリカ研究者中屋健一は、日米開戦に至った過程の「歴史の教訓 (lessons of history)」について、親米もしくは、嫌米という二者択一ではなく、感情に走らない「知米主義」の提唱を唱えていた<sup>58)</sup>。しかし、このような「真の知米」の兆しが見えぬなか、1952年移民・帰化法改正をめぐる報道の多くは、米国内の異論の存在を十分伝えないまま、アメリカ社会が抱える様々な矛盾や極端な動きに専ら光をあてていた。このことは、1952年法の国内治安への不安に基づいた排外主義や人種的差別の残存という批判が一つの根拠となり、一部の人々を再び嫌米へと歩ませるひとつの契機となったように思われる。このように、1952年移民・帰化法への新聞・雑誌の報道や論考の検証からは、移民法をめぐる「移民問題」が占領期から講和直後の「圧倒的な敗者」である日本人のうち「親米」が苦しみ、そのなかから真の「知米」が生まれる機会を失わせることにつながったという、「歴史の教訓」が示されているのではないだろうか。

加えて、前述のとおり、大量の引き揚げ者を背景として、日本の「人口過剰」は非常に深刻な問題であった。敗戦直後の状況下で、いかに人々の衣食住を確保するかは危急の大問題であり、よって「人口過剰」を脱する方策として「出移民」希望の論調も戦後すぐにみられた。事実、「移民問題」は「人口問題」と貧困を解決する手段として、また、都市の労働者における現実的な選択肢のひとつとして認識されていた。このことは戦前の日本の人口や社会問題の解決策として「出移民」とを結びつける、移民と「移民問題」をめぐる「ナショナル・アイデンティティ」の継続を示すものであった。また、1952年移民・帰化法が、「移民の国」アメリカ批判に繋がる形で多くの紙面を賑わせたが、これも「移民問題」を通じて民主主義の模範としての国アメリカにふさわしいふるまいを期待するという、戦前と同様の反応であったといえる。その一方で、同時期にアメリカ移民法をまさに「模範」とするかたちで出入国管理令を制定していながらも、こうした「移民の国」アメリカにおける人種差別や入国管理の厳格化という「移民問題」は、「出移民の国」日本からすれば、対岸の問題としてみられていたように思われる。そうであるならば、「移民問題」を通じての日米関係の重く苦い記憶が残

るなか、新たな「移民問題」と変わらぬ「移民問題」観が混在したこの時期は、日本自身の「移民政策」のあり方、すなわち、現代日本の「人の移動」や「移民問題」にまで関わってくる歴史の一分岐点としても立ち現れてくるのではなかろうか。

註

- 1) 本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（C））「トランスナショナル・ヒストリーからみた移民政策の比較研究」（課題番号：19520622）による研究成果の一部である。
- 2) 寺崎英成、マリコ・テラサキ・ミラー、『昭和天皇独白録』文藝春秋、1995年、25頁。
- 3) *Japan Times*, October 1, 1924.
- 4) 例を挙げると以下の通りである。Eiichiro Azuma, *Between Two Empires: Race, History, and Transnationalism in Japanese America* (Oxford: Oxford University Press, 2005), Yuji Ichioka, *The Issei: The World of the first Generation Japanese Immigrants, 1885-1924*, (New York and London: The Free Press), 1988、三輪公忠『日米危機の起源と排日移民法』創元社、1997年、箕原俊洋『排日移民法と日米関係』岩波書店、2002年。また、1924年移民法が日本国内でどのように報道されたかについての資料集としては、慶応義塾大学法学部政治学科玉井清研究会『排日移民法と日本のマスメディア』1996年が参考になる。
- 5) 糸井輝子『『日米問題』に関する一覚え書き：一九二四年アメリカ移民法に対する『ジャパン・タイムズ』紙上シンポジウムにみる日米認識の落差』『白百合女子大紀要』33号、1997年、74-75頁。
- 6) 同、75頁。
- 7) 同、72頁。
- 8) このアジア太平洋三角地帯からの移民には最低100、最高2000人の移民枠が与えられた。しかし、両親のうち一人がその地域出身であるならば、本人が対象地域に出生していなくとも数的制限の対象となった。
- 9) 森田幸夫「マッカラン-ウォルター移民帰化法案（1952年）と在米日系人」『同志社アメリカ研究』6、1970年、および拙稿、「『アメリカを守る闘い』としての1952年移民法改正-パトリック・A・マッカランの関与と諸争点の検証-」『移民研究年報』第9号、2003年。
- 10) 『経済新誌』2（8）号、1945年11月、21頁。
- 11) 中曽根康弘「世界の被告より原告へ-移民問題について」『国会』2巻4号（1949年4月）10頁。
- 12) 同、11頁。
- 13) 同上。
- 14) 『朝日新聞』1951年1月13日。
- 15) 『朝日新聞』1951年2月2日。
- 16) 『朝日新聞』1951年11月4日。
- 17) 昭和25年8月29日閣議決定『行政機構年報』第2巻 行政管理庁管理部 1951年、29-30頁。
- 18) 石岡邦章「出入国管理行政50年の歩み」『法律のひろば』53（10）2000年1月、6-7頁。
- 19) 同上。
- 20) 川上勝巳「いわゆるマッカラン法とはどんな法律か」上『法律のひろば』6（11）、1953年11月、13頁。
- 21) 同、16頁。
- 22) 『東洋経済新報』1948年8月、2334号、12頁。
- 23) 同上。
- 24) 同上。
- 25) 『毎日新聞』1952年6月28日。
- 26) 『朝日新聞』1952年6月28日夕刊。
- 27) “Senate Overrides President’s Veto of Bill of Aliens” *Nippon Times*, June 29, 1952.
- 28) 『毎日新聞』1952年7月1日。
- 29) 『朝日新聞』1952年7月3日。
- 30) 同上。

- 31) 安保長春「米移民法案をめぐる動き」『世界週報』33 (16)、1952年6月号、36頁。
- 32) 同上。
- 33) 入江敬四郎「アメリカの新移・国籍法」『世界週報』33 (24)、1952年8月号、38頁。
- 34) 同、39頁。
- 35) 同、39頁。
- 36) 同、42頁。
- 37) 「世界の潮2 旅券と査証—アメリカの紙のカーテン—」『世界』1952年7月号、6—7頁。
- 38) 同、10頁。
- 39) 吉村滋「ケナン大使とチャップリン」『世界』1952年12月、84号、151頁。
- 40) 『朝日新聞』1952年12月24日。
- 41) 『朝日新聞』1952年12月25日。
- 42) 『朝日新聞』1952年12月28日。
- 43) 『高木先生に聞く』東京大学アメリカ資料センター、1979年、69頁。
- 44) 藤原守胤「アメリカの移民政策(2)」『法学研究』25 (5)、慶応義塾大学法学研究会、1952年、12頁。
- 45) 藤原守胤「アメリカの移民政策(1)」『法学研究』25 (4)、6頁。
- 46) 同、11頁。
- 47) 藤原守胤「アメリカの移民政策(2)」『法学研究』、13頁。
- 48) 同、18頁。
- 49) 同上。
- 50) 藤原守胤「アメリカの移民政策(3・完)」『法学研究』26 (4)、39頁。
- 51) 藤原前掲論文(1)、1頁。
- 52) 藤原前掲論文(3・完)、40頁。
- 53) 清水恒太郎「マッカラン・カーテンの内がわ」『改造』34 (4)、1953年4月、108頁。
- 54) 川上前掲論文、13頁。
- 55) 同上。
- 56) 陸井三郎「自由の国の不自由：支配階級と弾圧放棄」『改造』33 (14)号、1952年10月、155頁。
- 57) これまで述べてきたように、本稿の注目点はあくまでも1952年移民・帰化法の成立当時に降り立ち、その当時、移民法と「移民問題」をめぐり、どのような点が重要視されて、報道・分析されていたのか、という点である。しかし、ここで現在という歴史の見晴らし台に立って顧みるならば、以下の点を付記することができよう。帰化権の賦与の拒否は日本人移民のみならず、アジア系移民に対する「永久的外国人」の存在たらしめ、アメリカ政治への参加を否定するという、決定的で甚大な意味を有していたのであって、そのような「帰化不能外国人」としての存在に終止符が打たれたという意味で、1952年移民帰化法の歴史的意義は紛れもなく大きなものであった。また、移民の受入数という点では、既に1908年の紳士協約以降、新規移民の入国を日本が自主的に規制していた。そして移民法成立の2年前(1922年)、最高裁オザワ判決(Takao Ozawa v. United States, 260 U.S. 178)が、日本人は「科学的」な観点から白人ではないとの理由により帰化権否認の判断を下した。これを受け1924年移民法において日本人は「帰化不能外国人」として移民が完全に禁止され、また、「写真花嫁」の入国が同法で禁止されることによって、日本人移民が家庭を築き、その後日系コミュニティが発展する道が閉ざされることとなった。その点では、アメリカへ社会への往来と帰化権取得による十全なる参加という意味で、移民法、帰化法双方とも日本人移民に与えた影響は計り知れない。
- 58) 『中屋健一先生に聞く』東京大学アメリカ資料センター、1978年、23頁。

# The Impact of McCarran-Walter Act of 1952 on Japanese Society : The Post-war Transformation of Japanese Perspective on “Immigration Issues”

Miya SHICHINOHE-SUGA

## *Area Studies*

### Abstract

When the U.S. immigration law was revised in 1952, Japanese responded with anger, despair and disillusionment, calling it the “Japanese Exclusion Law.” The provision that Japanese immigrants were treated, along with those of other Asian countries, as “aliens ineligible for citizenship” caused the Japanese to lose face and feel stigmatized. While the influence of this 1952 Act on U.S.–Japanese relations has attracted wide scholarly attention, the Japanese response to the repeal of the controversial “alien ineligible for citizenship” provisions through the revision of the Immigration Act in 1952 has not been fully investigated. The U.S. occupation of Japan from 1945 to 1952 coincided with the U.S. revision and codification of new immigration and other related laws including the Displaced Persons Act of 1948 and its Amended Act of 1950, the Internal Security Act of 1950, and the Immigration and Nationality Act of 1952. A closer examination of publications related to “immigration issues” contradicts the conventional view of passive, conformist Japanese ; the press was very critical about the outcome and long-term impact of the revision of these laws. How then did the Japanese media view the revised Immigration Act of 1952? Did they respond to the news positively or negatively? Through analysis of the Japanese response to these revisions, this paper sheds light on the transformation of the Japanese perspective toward “immigration issues.”

Though the magnitude of its impact on Japanese society was minor in comparison to the hysterical prewar far-right anti-Americanism that broke out after the 1924 Immigration Act, the Japanese responded with great interest to the enactment of the 1952 Immigration Act. At first, most reports remained mainly concerned with the “face of Japan,” or focused on the symbolism of the legislation. They gave credit to the law because they paid attention to the provisions relating to the naturalization of Japanese immigrants and the resumption of minimal immigration, while they did not discuss the discriminatory nature of the “national origins quota system.” Later, as “incidents” involving denials of visas for Japanese and growing criticism of the law in Europe grew more apparent, Japanese began to argue about general issues of principles of democracy, and fewer articles focused on the “face of Japan,” and instead criticism of the U.S. increased. In due course, the attitude toward the U.S. became very critical and the press worked to shed light on the negative effects of the immigration law : violation of the principles of democracy, and the inconsistency of U.S. words and deeds as a “leader of the Free World.”

On the other hand, the majority of reports did not fully cover the range of opinion within the United States. With no sign yet of the emergence of Japanese of *chibei*—people who truly “know America”—the 1952 Immigration Act caused people in Japan to focus on unresolved problems within American society and become more critical toward the U.S. This experience of postwar Japan, presents a “lesson of history,” in which “immigration issues,” a longtime “thorn in the side of U.S.–Japan relations” once again became a weight in the pendulum of public opinion, which can easily swing between “pro-Americanism” and “anti-Americanism.”

**Key words :** U.S. Immigration and Naturalization Law, U.S-Japan Relations, Immigration Issues